



# 鳥取県公報

平成 19 年 9 月 28 日 (金)  
第 7 9 2 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (818) (景観まちづくり課) . . . . . 2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (819) (〃) . . . . . 3 特定鳥獣の猟法の禁止の解除 (820) (公園自然課) . . . . . 6 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (821~824) (森林保全課) . . . . . 6 一般国道の区域の変更 (825) (道路企画課) . . . . . 9 県道の区域の変更 (2 件) (826・827) (〃) . . . . . 9 一般国道の供用の開始 (828) (〃) . . . . . 10 県道の供用の開始 (829) (〃) . . . . . 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第 818 号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の家屋連担区域</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道183号</td> <td>日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道新見日南線</td> <td>日南町中石見及び上石見の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道倉吉江府溝口線</td> <td>伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	略		一般国道183号	日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域	略		県道新見日南線	日南町中石見及び上石見の地域	略		県道倉吉江府溝口線	伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域	略		<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 鳥取都市計画区域、<u>倉吉都市計画区域</u>及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の家屋連担区域</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道183号</td> <td>日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">一般国道313号</td> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市関金町関金宿並びに同市福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、中河原、生田、不入岡及び和田の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道新見日南線</td> <td>日南町中石見及び上石見の地域</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">県道倉吉由良線</td> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市和田及び不入岡の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道倉吉江府溝口線</td> <td>倉吉市関金町安歩及び大鳥居並びに伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	略		一般国道183号	日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域	一般国道313号	倉吉市関金町関金宿並びに同市福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、中河原、生田、不入岡及び和田の地域	略		県道新見日南線	日南町中石見及び上石見の地域	県道倉吉由良線	倉吉市和田及び不入岡の地域	略		県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩及び大鳥居並びに伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域	略	
路線名	地 域																																				
略																																					
一般国道183号	日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域																																				
略																																					
県道新見日南線	日南町中石見及び上石見の地域																																				
略																																					
県道倉吉江府溝口線	伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域																																				
略																																					
路線名	地 域																																				
略																																					
一般国道183号	日南町生山、霞、丸山、三栄、矢戸、萩原、湯河及び多里の地域																																				
一般国道313号	倉吉市関金町関金宿並びに同市福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、中河原、生田、不入岡及び和田の地域																																				
略																																					
県道新見日南線	日南町中石見及び上石見の地域																																				
県道倉吉由良線	倉吉市和田及び不入岡の地域																																				
略																																					
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩及び大鳥居並びに伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域																																				
略																																					

(2) 略	(2) 略
-------	-------

**鳥取県告示第 819 号**

平成元年鳥取県告示第 685 号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道313号</td> <td>東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道鳥取鹿野倉吉線</td> <td>東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市との境界まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道313号	東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで	略		県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市との境界まで	略		<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道313号</td> <td>倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道鳥取鹿野倉吉線</td> <td>東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市八屋字中河原359-2地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道313号	倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで	略		県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市八屋字中河原359-2地先まで	略	
路線名	区 間																								
略																									
一般国道313号	東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで																								
略																									
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市との境界まで																								
略																									
路線名	区 間																								
略																									
一般国道313号	倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで																								
略																									
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向488地先から倉吉市八屋字中河原359-2地先まで																								
略																									

県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2地先から倉吉市との境界まで
県道倉吉江府溝口線	5の(2)の表に掲げる区間及び倉吉市内の区間以外の全線
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	日野郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先から同町福長字稗ヶ谷1414-1地先まで

3 略

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 略

(2) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線
略	
一般国道313号	東伯郡北栄町米里字蔵合屋513-1地先から同町弓原字東浜1121-2地先まで
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	

県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377-2地先から倉吉市関金町野添字野津3526-3地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町明高字野中982-5地先から西伯郡伯耆町岩立字辻堂1067-1地先まで
略	

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	日野郡日南町生山字仲河原159-3地先から同郡日野町福長字稗ヶ谷1414-1地先まで

3 略

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 略

(2) 倉吉都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

(3) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線
略	
一般国道313号	倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで
略	

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道9号	2の(1)の表及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道179号	倉吉市内の区間以外の県内の区間
略	
一般国道183号	2の(1)及び2の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間(倉吉市内の区間以外の区間に限る。)
一般国道373号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取港線	鳥取市今町一丁目248地先から同市緑ヶ丘一丁目820-1地先まで
県道倉吉青谷線	倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界から同町大字園字池淵2191-1地先まで
県道倉吉由良線	倉吉市内の区間以外の全線
略	
県道鳥取国府岩美線	略 岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から同町大字蕪島字真門2077-2地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字別宮字松平213-1地先まで
略	
県道船上山赤碕線	略
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道179号	県内全線
略	
一般国道183号	2の(1)、2の(2)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道373号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取港線	鳥取市今町一丁目248地先から同市緑ヶ丘一丁目820-1まで
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10-14地先から東伯郡湯梨浜町大字園字池淵2191-1地先まで
県道倉吉由良線	全線
略	
県道鳥取国府岩美線	略 岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上土居1031地先から岩美郡岩美町大字蕪島字真門2077-2地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字別宮字松平213-1地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩字金谷渡り393-5地先から同市関金町明高字野中965-1地先まで
略	
県道船上山赤碕停車場線	略
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の地

域で当該鉄道から展望できる場所			域で当該鉄道から展望できる場所		
線路名		区 間	線路名		区 間
西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	5の(5)の表に掲げ る区間以外の県内の区 間	西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	5の(4)の表に掲げ る区間以外の県内の区 間
	山陰本 線	5の(5)の表に掲げ る区間以外の県内の区 間(倉吉市内の区間以外 の区間に限る。)		山陰本 線	5の(4)の表に掲げ る区間以外の県内の区 間
	略			略	
略			略		

### 鳥取県告示第820号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 平成19年10月1日から平成24年3月31日まで
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。）  
を使用する方法

### 鳥取県告示第821号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市広瀬字松尾1103の2（次の図に示す部分に限る。）、字萱野1111の1、1111の4、字大平1255の5、1255の14、字大座子1357の1、1360、字薬師谷1365、1370、1371、字金山谷1390の1から1390の24まで、字大運渡1399の1から1399の6まで、1401の1から1401の7まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市広瀬字横杉谷1137の9、1137の10、字狼谷東平1175
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

#### 鳥取県告示第822号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市大宮字柿谷280の2、字中峯282の2、字山鼻314、337、長坂町字大山1004、字岩平1005の1、東鴨字下高下1031、1032の1、1032の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市岩倉字高畔山780、字黒松864の2、870の1
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 823 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字大佐白口1115の1、字大佐白1116の4、字梨木谷1118の3、1118の4、1118の7、字野目利谷1120の2(次の図に示す部分に限る。)、字奥佐美山1127、字柿木谷1139の1(次の図に示す部分に限る。)、字宇野田山1141の1、1143の1、字岡谷1155、字岡谷山1158の3、字居住谷1160、1162、字上西野1163の1、1163の2、1164

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 824 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町羽田井字前平ル732、732の1、1193、1194、字中山原1419の21、1419の54
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中山原1419の21、1419の54
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	倉吉市上井字新土手358-5地先から同市海田西町一丁目297地先まで	変更前	11.0~48.0	800.0
		変更後	22.0~44.0	800.0

#### 鳥取県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----	------------	-----	-----------------	-----------------

倉吉停車場線	変更前	倉吉市上井字源平田355-4地先から同市上井字長瀬205地先まで	7.0~22.0	549.0
	変更後	倉吉市上井字毘沙田288-1地先から同市上井字長瀬205地先まで	11.0~22.0	538.0

**鳥取県告示第827号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平井伸治

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山口停車場線	変更前	西伯郡大山町國信字笠原543-4地先から同町末吉字大塚458-1地先まで	5.0~29.0	1,408.0
	変更後	西伯郡大山町國信字笠原543-4地先から同町末長字村屋敷53-1地先まで	6.5~29.0	518.0
		西伯郡大山町國信字笠原543-4地先から同町末吉字大塚456-5地先まで	11.0~46.0	3,478.0

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山口停車場大山線	西伯郡大山町末長字上大澤286-4地先から同町所子字砂口242-10地先まで	変更前	7.4~17.6	500.0
		変更後	10.5~39.0	500.0

**鳥取県告示第828号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平井伸治

路線名	区間	供用開始の期日
179号	倉吉市上井字新土手358-5地先から同市海田西町一丁目297地先まで	平成19年9月29日

## 鳥取県告示第 829 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山口停車場大山線	西伯郡大山町末長字上大澤 286-4 地先から同町所子字砂口 242-10 地先まで	平成 19 年 9 月 29 日
大山口停車場線	西伯郡大山町所子字上沢 1298-1 地先から同町國信字下平ノ前 1327-1 地先まで	〃

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 7 日付鳥取県告示第 756 号）の内容  
（告示の内容）

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

酒井新太郎	倉吉市米田町字前田 474 の 3
酒井 伝蔵	倉吉市米田町字下用田 516 の 3
坂田 文人	倉吉市米田町字岩神谷 537 の 3
酒井 忠雄	倉吉市米田町字半田平 597 の 4

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 春見	倉吉市米田町字青木谷 652 の 9
大和林之助	倉吉市米田町字青木谷 652 の 17

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 9 月 7 日付鳥取県告示第 757 号)の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

鎌田甚太郎	倉吉市広瀬字垣ノ内山 375
上野 藤蔵	〃
新田 源市	〃

(2) 保安林として指定された目的

## 土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩崎 永十	倉吉市広瀬字大王谷 499
-------	---------------

## (2) 保安林として指定された目的

## 土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更  
予定の告示(平成19年9月7日付鳥取県告示第758号)の内容  
(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山岡 雅蔵	東伯郡三朝町大字笏賀字杵良路谷 479 の 1
-------	-------------------------

村下 栄	〃
中村 友市	〃
安井 甚市	東伯郡三朝町大字小河内字汁谷 266 の 12
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字小河内字天ヶ谷 1174

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課